

三鷹市新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金
令和2年度（2020年度） 添付書類について

【三鷹市民の方（個人）】

申請書に次の①～⑧（必要に応じて⑨）を添付してください。

④、⑤、⑦、⑧については、申請内容によって必要な書類が異なります。

① 住民票の写し

- ・ 発行3か月以内のもの（コピー可）
- ・ 申請者の住所と設備の設置場所が一致していること
- ・ 申請書の同意欄に署名した場合は不要

② 市税に滞納がないことを証明する書類（原本）

- ・ 平成31年（2019年）1月1日以前から三鷹市にお住まいの方
→申請書の同意欄に署名した場合は不要
→申請書の同意欄に署名がない場合は平成31年度（令和元年度）の三鷹市の納税証明書等（課税証明書は不可）が必要
- ・ 平成31年（2019年）1月2日以降から三鷹市にお住まいの方
前居住地の平成31年度（令和元年度）の納税証明書等（課税証明書は不可）が必要
- ・ 同一年度内に2回目以降の申請（同一箇所への同一設備の設置は申請不可）をする場合、原本が必要なのは最初の1回のみ（2回目以降は写し可）

③ 設備の設置に係る領収書の写し…[例1 (P.3) 参照]

- ・ 宛先が申請者のフルネームで記載があること
- ・ 設備の設置費を含む領収書（家の建築費用全体等）の場合は内訳書が必要
- ・ 複数の設備について申請する場合、それぞれの設備の設置費用がわかること

④ 設置した設備の保証書の写し

- ・ 設置日（保証開始日）がわかること
- ・ 型式、製造番号等の記載があること（申請書、写真と一致が確認できるもの）
- ・ 購入者名（申請者名）の記載があること。記載がない場合は上記③の領収書に製造番号・型式を明記したものか、保証書発行済証明書が必要
…[例2 (P.5) 参照・**燃料電池コージェネレーション**の場合は必ず例2をご確認ください。]
- ・ 太陽光発電設備については、モジュールの保証書が必要。パワーコンディショナーの保証書は受付不可
- ・ 太陽光発電設備については系統連系開始日がわかる書類（「購入電力量のお知らせ」等）でも可。この場合、設置日は系統連系開始日（買取期間起算日）
- ・ 蓄電池についてはメーカー発行の出荷証明書でも受付可。この場合の設置日は出荷日
- ・ 「購入電力量のお知らせ」を添付する場合は、右側に「お客さま設備の買取期間起算日」の記載があるものに限る

⑤ [新築で自ら設備の設置工事を発注した場合]

設備の設置に関する契約内容がわかる書類の写し

- ・ 住宅の工事請負契約書等で、助成対象となる設備が内訳に記載されているもの
- ・ 契約者氏名（申請者と同一であること）及び設置した設備の名称がわかるページの写しのみで可
- ・ 中古住宅を購入し、自ら設備の設置工事を発注した場合も添付は必要
- ・ この書類の添付がない場合、自ら設置工事を発注した設備であっても、助成額2が適用されます。

⑥ 設置した設備の写真…[例3 (P.6)参照]

- ・ 設備の全景（設置状況がわかるもの）
- ・ 型式、製造番号がわかるもの（銘板の写真等で、申請書、保証書と一致が確認できるもの）
- ・ 太陽光発電設備については、家の全景、モジュール、パワーコンディショナー（製造番号が記載されている銘板含む）、発電状況がわかるモニターの写真
- ・ 蓄電池については、本体の設置状況がわかる写真、製造番号がわかる銘板、蓄電状況がわかるモニターの写真、太陽光発電設備のモニターがある場合は発電状況がわかるモニターの写真

⑦ [太陽光発電又は風力発電設備を設置した場合のみ]

- ・ 設置した設備の公称最大出力量（単位はキロワットとし、小数点以下第3位まで）がわかる書類の写し（出力対比表等）
- ・ 他の提出書類でわかる場合は不要

⑧ [蓄電池を設置した場合のみ]

- ・ 蓄電池の設置場所に太陽光発電設備を設置し、かつ、使用していることがわかる書類の写し（直近の購入電力量のお知らせ等）
- ・ 太陽光発電設備と蓄電池の同時申請の場合は不要

⑨ 市長が必要と認める書類

- ・ 太陽光発電設備で10kW以上の設置の場合は、余剰売電を証明できる書類が必要（「購入電力量のお知らせ」と「電気ご使用量のお知らせ」のお客様番号が一致していることで、余剰売電であることがわかります。）
- ・ その他、必要に応じて関係書類をご提出いただく場合があります。

【新エネルギー設備を設置した、三鷹市内に事業所等を有する方（事業者、非営利団体）】

申請書に②～⑧（必要に応じて⑨）と、次の⑩～⑪の書類を添付してください。

⑩ 三鷹市内に事業所等を有することを証明する書類

- ・ 登記簿の写し等

⑪ [事業者]

事業内容及び直近の決算が確認できる書類

- ・ 事業内容がわかる書類は会社案内等
- ・ 直近の決算が確認できる書類は確定申告書の写し等

[非営利団体]

規約又は会則、活動実績書、前年度の決算書及び事業報告書、当年度の予算書及び事業計画書

※共同住宅に新エネルギー設備を設置する場合は、「個人」として申請する場合と、「事業者」として申請場合があります。詳細は[例4 (P.8)]を参照してください。

例 1 : 設備の設置に係る領収書の写し

《領収書の例》

- ◆宛名は申請者のフルネームとしてください。(名字のみの場合は、提出する写しに申請者の署名押印がある場合のみ受け付けます。)
- ◆会社名での領収書の場合は社印と担当者印を押印してください(※1)。
収入印紙の消印(※2)については担当者印可です。
- ◆但し書きに、助成対象設備の設置に係る費用の金額が記載できない場合、または但し書きの記載がない場合は、別途「領収書の内訳が分かる書類」が必要です。
- ◆複数の設備について1枚の領収書を提出する場合、設備ごとの設置費がわかる但し書き、または内訳が分かる書類が必要です。

(1) 助成対象設備の設置にかかる契約のみの場合

領 収 書		No. ****
東京 花子 様		
金額	¥ **, ***, *** -	
但 ☆☆☆の設置代金として		
〇〇年〇△月〇×日 上記正に領収いたしました		
収入印紙 200円 印 ※2	株式会社◇◇◇ 三鷹営業所 代表取締役社長 三鷹 太郎 三鷹市野崎1-1-1 電話 0422-45-1151	代表 取締役 役印 ※1

助成対象設備の設置代金である旨を記載すること

(2) 新築または既築で、助成対象設備の設置費以外の金額が含まれている場合

領 収 書		No. ****
東京 花子 様		
金額	¥ **, ***, *** -	
但 内、☆☆☆の設置代金¥**,***,***を含む		
〇〇年〇△月〇×日 上記正に領収いたしました		
収入印紙 200円 印 ※2	株式会社◇◇◇ 三鷹営業所 代表取締役社長 三鷹 太郎 三鷹市野崎1-1-1 電話 0422-45-1151	代表 取締役 役印 ※1

領収金額の中に含まれている助成対象設備の設置代金の金額を記載すること

(3) クレジットカード利用の場合

領 収 書		No.
東京 花子 様		
金額	¥ **, ***, *** -	
但 ☆☆☆の設置代金として クレジットカード利用にて		
〇〇年〇△月〇×日 上記正に領収いたしました		
	株式会社◇◇◇ 三鷹営業所 代表取締役社長 三鷹 太郎 三鷹市野崎1-1-1 電話 0422-45-1151	代表 取締役 役印 ※1

クレジットカード利用である旨を記載してください。この場合収入印紙は必要ありません。

《領収書の内訳が分かる書類の例》

(1) 新築・リフォーム等に係る契約書の写し及びその内訳書の写し

領収書と同じ金額で記載されている契約書と、契約書の内容が分かる内訳書が添付されているもの。

(2) 設置業者が「内訳が分かる書類」を作成する場合

下記の例を参考に作成してください。

三鷹市長様

助成対象の設置に係る領収書内訳について

東京 花子 様邸（三鷹市野崎〇-〇-〇）における住宅工事に係る領収金額は、〇〇年〇△月〇×日付け領収書（領収書番号****）のとおりですが、その内、助成対象設備の設置に係る代金は下記のとおりです。

設備の名称を記載してください。

例) 太陽光発電設備、蓄電池、
エコキュート など

記

領収書と関連付けるために、領収年月日
及び領収書の番号を記載してください。

☆☆☆の設置代金

◆◆◆の設置代金

*, ***, *** 円
***, *** 円

以上の内容に間違いがないことを証明いたします。

領収金額の中に含まれてい
る助成対象設備の設置代金
の金額を記載すること

〇〇年〇△月××日
株式会社◇◇◇ 東京営業所
代表取締役社長 三鷹 太郎
三鷹市野崎 1-1-1
電話 0422-45-1151

代表
取締役
印

領収書と同一の印鑑を使用し
てください。

例 2 : 保証書に購入者氏名（申請者氏名）がない場合

- ◆場合によって、(1) または (2)、いずれかの対応が必要となります。
- ◆型式、製造番号は、申請書、添付写真、保証書と一致するものを記載してください。

燃料電池コージェネレーション（エネファーム又はエネファームミニ）の場合

次の2つのケースがあります。

- A・購入者氏名が記載された保証書と設備の品名及び型式が記載されたエネファーム安心フルサポート証が両面印刷されているケース。
⇒保証書とフルサポート証の両面の写しをご提出ください。(1) または (2) は必要ありません。ただし、記載漏れ等の不備がある場合、受け付けられません。
- B・設備の品名及び型式が記載されたエネファーム安心フルサポート証のみ（購入者氏名なし）のケース。
⇒エネファーム安心フルサポート証に加えて、必ず次の(1) または (2) いずれかが必要です。「燃料電池ユニット」の型式と製造番号を記載して下さい。

(1) 領収書に型式、製造番号を記載する

領 収 書		No. * * * * *
東京 花子 様		
金額	¥ * , * * * , * * * -	
但 ☆☆☆(型式:●●●●、製造番号:△△△△△)		
の設置代金として		
〇〇年〇△月〇×日 上記正に領収いたしました		
収入印紙 200円	印 ※2	代表取締役印 ※1
株式会社◇◇◇ 三鷹営業所 代表取締役社長 三鷹 太郎 三鷹市野崎1-1-1 電話 0422-45-1151		

対象設備の型式、製造番号を正確に記載してください。

(2) 保証書発行済証明書を添付する

下記の例を参考に作成してください。

作成日：●年●月●日

(申請者名)
住所：三鷹市野崎△-△-△
氏名：東京 花子

(保証書発行会社)
住所：三鷹市野崎 1-1-1
会社名：株式会社◇◇◇ 三鷹営業所 印
電話番号：0422-45-1151

助成対象設備保証書発行済証明書

下記の設備について、記載内容のとおり保証書を発行済みであることを証明します。

記

対象設備	種類	☆☆☆
	型式 製造番号	品名：NA-00000-A 製造番号：2020.10.00000
設置内容	設置場所	三鷹市野崎△-△-△
	保証開始日	●年●月●日

例3：設置した設備の写真

◆写真では確認できない項目があった場合、事前調整の上、申請者宅を訪問しての確認になることもあります。

《新エネルギー設備の場合》

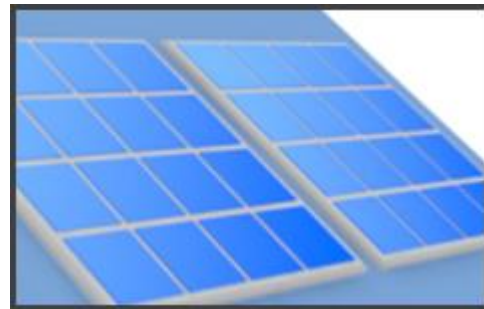
次の(1)～(3)の写真を全て用意してください。
蓄電池の申請の場合は(3)と(4)の写真を添付してください。

(1) 建物全景とモジュールの設置状況がわかる写真

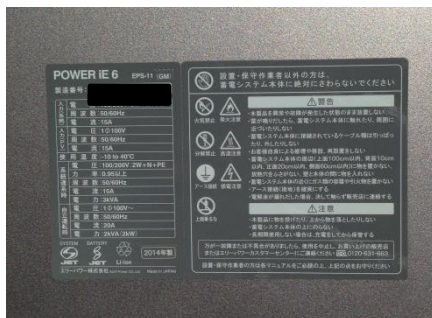
- 1枚の写真で建物とモジュールがわかる場合



- 建物とモジュール写真が別々になる場合



(2) パワーコンディショナーの写真（製造番号等がわかる銘板含む）



(3) モニターがある場合は、発電状況がわかるモニターの写真



(4) 蓄電池の写真

本体の設置状況がわかる写真、製造番号がわかる銘板の写真、モニターがある場合は蓄電状況がわかるモニターの写真



《太陽熱利用システム、高効率給湯器の場合》

(1) 給湯器の全形がわかるもの

設置した給湯器の全体が写っている写真をご用意ください。
太陽熱利用システムについては、貯湯タンクとパネルの両方の写真をご用意ください。



(2) 型式、製造番号がわかる銘板

申請書、保証書に記載している型式、製造番号が読み取れるように撮影してください。

注意)

ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の場合は、ヒートポンプユニットと貯湯ユニットがあります。申請書、保証書に記載している型式、製造番号が載っている方の写真をご用意ください。

燃料電池コージェネレーション（エネファーム、エネファームミニ）の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニット、バックアップ熱源機があります。銘板の写真は燃料電池ユニットの写真をご用意ください。



例4 新エネルギー設備を申請者所有の共同住宅へ設置する場合

◆申請者所有の共同住宅へ設置する場合の申請については、次のとおりです。

1 自宅と共同住宅が同じ建物の場合

(1) 電力が申請者の自宅に供給される場合→**個人**としての申請

※申請者、設置者、電力受給契約者が同じであることが必要です。

(2) 電力が**共用部分**（※）に供給される場合→**事業者**としての申請

※廊下や階段等、申請者が管理する部分

2 自宅とアパート等が異なる場所にある場合→**事業者**としての申請

共用部分で使用するために設置する場合のみご申請いただけます。

※申請者が市外在住の場合は原則として申請いただけません。ただし、三鷹市に法人市民税の納付義務がある法人の場合は、滞納がないことを条件に助成の対象となります。

事業者としての申請には共通書類に追加して次の4つの書類が必要です。

- 建物所有者であることを証明する書類
[例] 登記簿の写し等
- 共用部分に使っていることを証明する書類
[例] 購入電力量のお知らせ等
- 事業の内容を確認できる書類（不動産業を営んでいることがわかる書類）
[例] 会社案内、入居募集案内チラシ、個人事業の開業届出の写し等
- 直近の決算を確認できる書類（決算書等）
[例] 確定申告書の写し（助成対象物件からの収入がわかる不動産所得の収入の内訳含む）等

※新規事業の場合は必要なし。ただし、次年度に提出を求める場合があります。申請内容と違う内容があった場合は助成金の返還対象となります。